

# 和歌山工業高等専門学校預り金取扱規程

制定 平成29年5月11日

## (趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における預り金に関する事務の取扱については、独立行政法人国立高等専門学校機構預り金取扱規則（以下「預り金取扱規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (種類)

第2条 預り金取扱規則第4条第1項に規定する事務委託預り金のうち、学内にある団体に係る資金は次のとおり区分する。

- 一 学生会，寮生会，学生クラブ等学生が組織する団体の資金，またはクラス費等
- 二 後援会，後援会寮生部会の資金

## (取扱責任者)

第3条 預り金取扱規則第6条に規定する取扱責任者は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前条第一号（寮生会を除く）に規定する預り金 出納命令役
- 二 前条第一号に規定する預り金のうち寮生会に関するもの 学生課長
- 三 前条第二号に規定する預り金のうち後援会に関するもの 総務課長
- 四 前条第二号に規定する預り金のうち後援会寮生部会に関するもの 学生課長

## (出納事務の委任)

第4条 第2条に規定する資金の出納事務を学校に委託する者は、「委任状」（別紙様式1）を校長に提出するものとする。

## (預入れ)

第5条 団体は資金を自ら保管することなく、速やかに取扱責任者に預入れるものとする。ただし、やむを得ず休日等に現金を徴収した場合は、この限りでない。

- 2 現金の預入れを行なおうとする団体は、「預り金入金依頼書」（別紙様式2）または類似の項目を持つ依頼書を取扱責任者に提出するものとする。
- 3 前項による現金の預入れがあったときは、取扱責任者は団体に領収証書を交付するものとする。

## (支払い等)

第6条 預り金の預金からの出金および振込による支払いは次のとおりとする。

- 一 預り金の預金からの出金日は毎月1日，15日（金融機関が休日の場合は翌営業日）とする。ただし、取扱責任者が必要と認めた場合は、任意の日をもって出金できるものとする。

- 二 第2条第一号（寮生会を除く）の預り金からの振込による支払日は毎月20日（休日の場合は前日）とし、第2条第二号および寮生会の預り金からの振込による支払日は取扱責任者が必要と認めた任意の日とする。
- 2 団体は、預り金からの支払いを必要とするときは、次の期日までに「預り金払戻請求依頼書」（別紙様式3）または類似の項目を持つ依頼書を取扱責任者に提出するものとする。
- 一 現金の場合は、前項第一号の出金日の2日前
- 二 振込による支払いの場合は、前項第二号の振込日の1週間前
- 3 団体が取扱責任者から現金を受け取る時期は、現金が必要となる当日に行うものとする。ただし、やむを得ず休日等に必要となる場合はこの限りでない。
- 4 前項により現金を受け取ったときは、「受領書」（別紙様式4）を取扱責任者に提出するものとする。

#### (資金管理)

- 第7条 各団体は、出納簿（別紙様式5）またはこれに代わる帳簿等により資金を管理するものとする。
- 2 第2条第一号に係る各団体は、9月末日及び3月末日における資金残高を取扱責任者が管理する帳簿と照合し確認するものとする。
- 3 第2条第二号に係る各団体は、取扱責任者に対し、毎月末に出納を確認できる帳簿等により1月分の報告を行うものとする。

#### (決算報告)

- 第8条 各団体は、3月末で確認した出納簿（別紙様式5）またはこれに代わる帳簿等を各団体等の会計責任者等が確認のうえ、署名捺印し、取扱責任者あてに提出するものとする。ただし、出納期間が短い一時的な預り金についてはこの限りでない。

#### (雑則)

- 第9条 この要項に定めるもののほか、預り金に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成29年5月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

## 委 任 状

和歌山工業高等専門学校長 殿

和歌山工業高等専門学校〇〇〇〇(団体名)の出納に関する事務を委任いたします。

以上

平成 年 月 日

和歌山工業高等専門学校  
(団体名)  
(部長または顧問名)  
(代表者または会計担当者)

印

印

取扱責任者	部長または顧問

## 預り金入金依頼書

和歌山工業高等専門学校  
(取扱責任者) 殿

団体名  
代表者または会計担当者 ⑩

平成 年 月 日

金 \_\_\_\_\_ 円也

入金内訳： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

上記金額を入金致します。

出金予定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ・ 未定 \_\_\_\_\_

取扱責任者	学生会会計	部長または顧問・ 学生主事補・担任

## 預り金払戻請求依頼書

和歌山工業高等専門学校  
(取扱責任者) 殿

平成 年 月 日

団体名

代表者または会計担当者

印

金 円 也

上記金額を (クラブ等の資金の場合はどちらかに○をつけること)

- ・学生会予算
- ・団体予算  より

\_\_\_\_\_のため払出し願います。

支払予定日 \_\_\_\_\_年 月 日

記入後、次の確認印をもらい、期日までに総務課財務企画係（本館1階）に提出すること。

○団体予算の場合  部長または顧問・担任

○クラブ（学生会からの配分）予算の場合  部長または顧問と学生会会計

○学生会の支出の場合  学生主事補

現金による出金日  毎月1日・15日  （2日前までに依頼書を提出）

振込による支払日  毎月20日  （1週間前までに依頼書を提出）

※振込による支払いを希望する場合は、振込先および支払金額のわかる請求書等を添付すること。

# 受領書

和歌山工業高等専門学校  
(取扱責任者) 殿

団体名  
代表者または会計担当者

⑩

平成 年 月 日

金 \_\_\_\_\_ 円 也

上記金額を確かに受領致しました。

